

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月23日提出
【計算期間】	アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド (資産成長型) 第8期 アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド (予想分配金提示型) 第8特定期間 (自 2024年4月26日 至 2024年10月25日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド (資産成長型) アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド (予想分配金提示型)
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 元樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【電話番号】	03-5962-9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界各国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドにつき、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです（該当区分を網掛け表示しています。）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産() 資産複合
追加型		

商品分類表の各項目の定義について

・単位型・追加型の区分…追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分…内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分…株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「資産成長型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般	年2回	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり()
大型株	年4回	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
中小型株	年6回(隔月)	中近東(中東) エマージング		
債券	年12回(毎月)			
一般	日々			
公債				
社債				
その他債券				
クレジット属性()				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(株式 一般))	その他()			
資産複合()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「予想分配金提示型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般	年2回	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり()
大型株	年4回	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
中小型株	年6回(隔月)	中近東(中東) エマージング		
債券	年12回(毎月)			
一般	日々			
公債				
社債				
その他債券				
クレジット属性()				
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(株式 一般))	その他()			
資産複合()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分表の各項目の定義について

- ・投資対象資産による属性区分...その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(投資信託証券(株式 一般))と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。
- ・決算頻度による属性区分...
 - 「資産成長型」：年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
 - 「予想分配金提示型」：年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分…グローバル（日本含む）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分…ファンド・オブ・ファンズ

一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

・為替ヘッジによる属性区分…為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1 主要投資対象ファンド*への投資を通じて、SDGs達成への貢献が期待される日本を含む世界各国の企業の株式に投資します。

■ 環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組む企業の株式に投資します。

*ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I — サステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」を主要投資対象ファンドとします。

■ MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円ベース)*を参考指標とします。

*MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

【SDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)】とは

貧困や不平等、環境破壊などの様々な問題を解決することを目指す、世界共通の目標です。

17の目標(GOALS)と、より具体的な169のターゲットから構成されています。

2015年9月の国連サミットで、2016年から2030年までの国際目標として採択されました。

2 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタン・エル・ピーが行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<運用プロセス>

株価指数の構成銘柄にとらわれず、SDGsを起点として調査対象銘柄群を幅広く特定することで、投資機会をもれなく追求



STEP.1 SDGsに関連する製品／サービスの特定

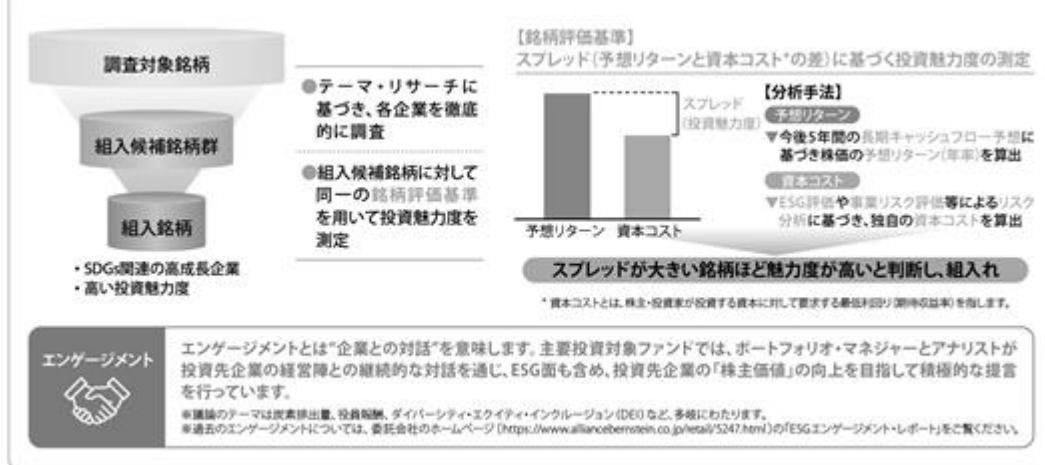


STEP.2 SDGsに関連する銘柄の特定－調査対象銘柄－



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

STEP.3 SDGsに関する投資魅力度の高い銘柄を厳選

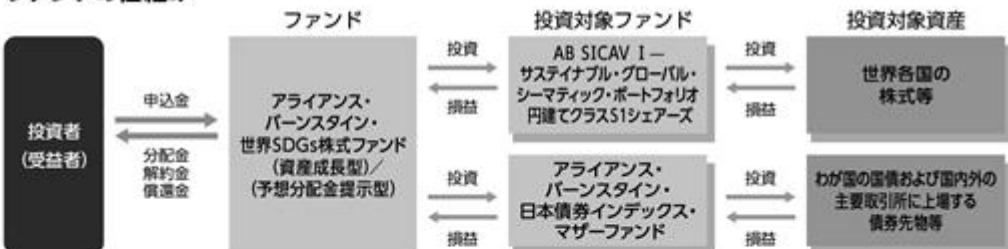


*上記の内容は、今後変更されることがあります。

3 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I — サステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」を主要投資対象とします。
 - このほか、「アライアンス・バーンスタン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。
 - 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
 - 短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドの仕組み



4 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

5 分配方針の異なる2つのコースがあります。

(資産成長型)

複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

[分配方針]

■ 原則として、毎決算時(毎年4月25日および10月25日。休業日の場合は翌営業日)に以下の方針に基づき分配します。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

(予想分配金提示型)

毎月決算を行い、毎計算期末の前営業日の基準価額に応じた分配を目指します。

[分配方針]

■ 原則として、毎決算時(毎月25日。休業日の場合は翌営業日)に以下の方針に基づき分配します。

●計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口あたり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

●分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

※毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

* 販売会社によっては(資産成長型)または(予想分配金提示型)のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

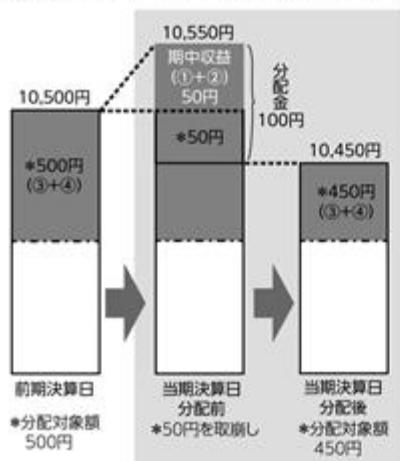
■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



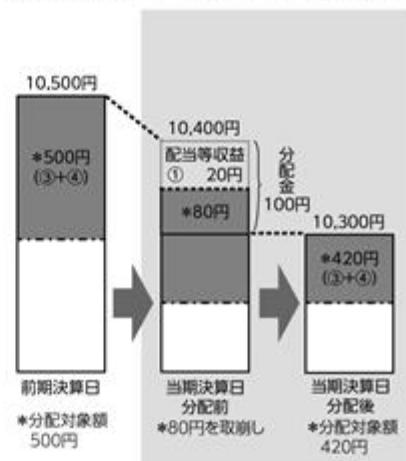
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

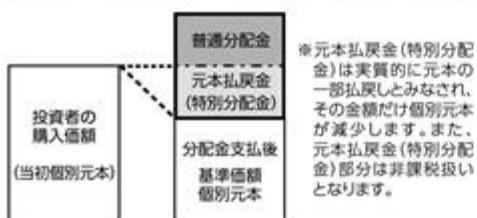


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

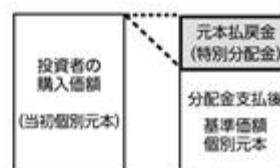
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年1月5日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

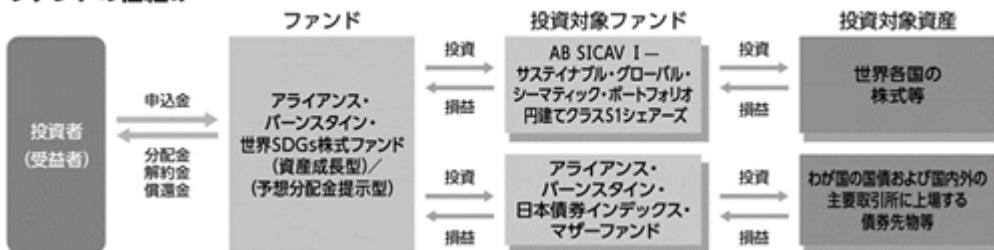
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象として組入れる方式（親投資信託のみを主要投資対象とする場合を除きます。）をいいます。

ファンドの仕組み



当ファンドの関係法人とその役割

<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

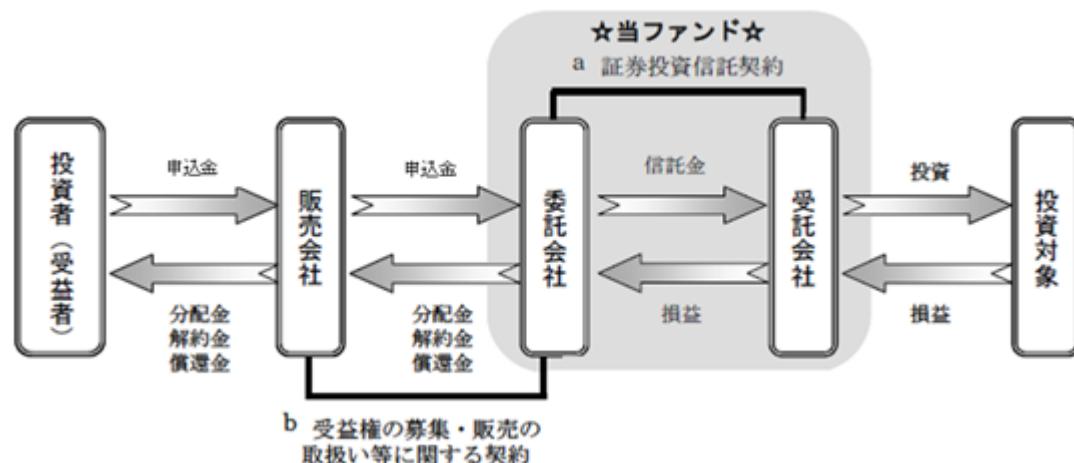
<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

株式会社日本カストディ銀行

- ・信託財産の管理業務等を行います。



関係法人との契約等の概要

a . 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b . 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

a . 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2024年10月末現在)

b . 委託会社の沿革

- 1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立。
2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。
2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。
2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。
2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受け
る。

c . 大株主の状況

(2024年10月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市 コマース・ストリート501	32,600株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用態度

- a . ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」(以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。)を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- b . 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組む、日本を含む世界各国の様々な企業の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- c . 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d . 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- e . 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
- 投資対象ファンドの詳細に関しましては、後記[参考情報：投資対象ファンドの概要]をご覧ください。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
- (イ) 有価証券
(ロ) 金銭債権
(ハ) 約束手形
- b . 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の a . に掲げる外国投資証券および b . に掲げる親投資信託の受益証券（上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の c . から g . に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a . ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」
- b . アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」
- c . 短期社債等
- d . コマーシャル・ペ - パー
- e . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- f . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記 a . から d . までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<参考情報：投資対象ファンドの概要>

AB SICAV I—サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ
円建て クラス S1 シェアーズ

形態	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
投資目的	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を含む世界各国の株式等
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは、環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組む、世界各国の様々な企業の株式等に投資することにより、成長機会を追求し、投資目的の達成を目指します。 ・ファンドは、通常の市場環境下では、純資産総額の80%以上を持続可能な投資テーマに積極的に取り組む企業の株式等に投資します。 ・ファンドは、持続可能な投資テーマに適合し、世界で最も魅力的な証券を特定することを目的とし、「トップダウン」と「ボトムアップ」を組み合わせた投資プロセスを採用します。 ・「トップダウン」のテーマ別アプローチに加えて、「ボトムアップ」アプローチは、環境、社会、企業統治など「ESG要因」への企業のエクスポートジャヤー、ならびに企業経営の将来の収益成長、評価、および品質に焦点を当てます。 ・個別銘柄の選択を投資リターンの主な源泉とするため、株式ポートフォリオの状況に応じ、外貨為替予約や通貨関連デリバティブ取引等を用いて、通貨構成比を調整することがあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドの借入総額は、純資産総額の10%を上限とします。
ベンチマーク	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(ACWI)
決算日	毎年5月31日
分配方針	原則として、分配を行いません。
運用管理費用	純資産総額に対して年率 0.71%（上限）
その他の費用	金融商品等の売買委託手数料／監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用 等
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

主要投資対象	わが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物
運用の基本方針	主としてわが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として、毎年6月15日
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ前営業日の基準価額の0.02%
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うにあたって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

各ファンドの収益分配方針は以下のとおりです。

「資産成長型」

原則として、毎決算時（4月25日および10月25日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。

- a . 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c . 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

「予想分配金提示型」

原則として、毎決算時（毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。

- a . 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c . 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- a . 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b . 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

- a . 「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までの日）から、販売会社においてお支払いを開始します。

- b . 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- a . 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b . 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c . 株式への直接投資は行いません。
- d . 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーディレクティブである場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- e . 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブル等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

- a . 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

- b . 投資信託財産の運用として行うデリバティブル取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブル取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

- c . 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

- a . 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b . 一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

- c . 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (口) 一部解約に伴う支払資金の手當に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、値動きのある金融商品等に投資しますので、投資対象ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび投資対象ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

一般に株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができないくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限制的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てるために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

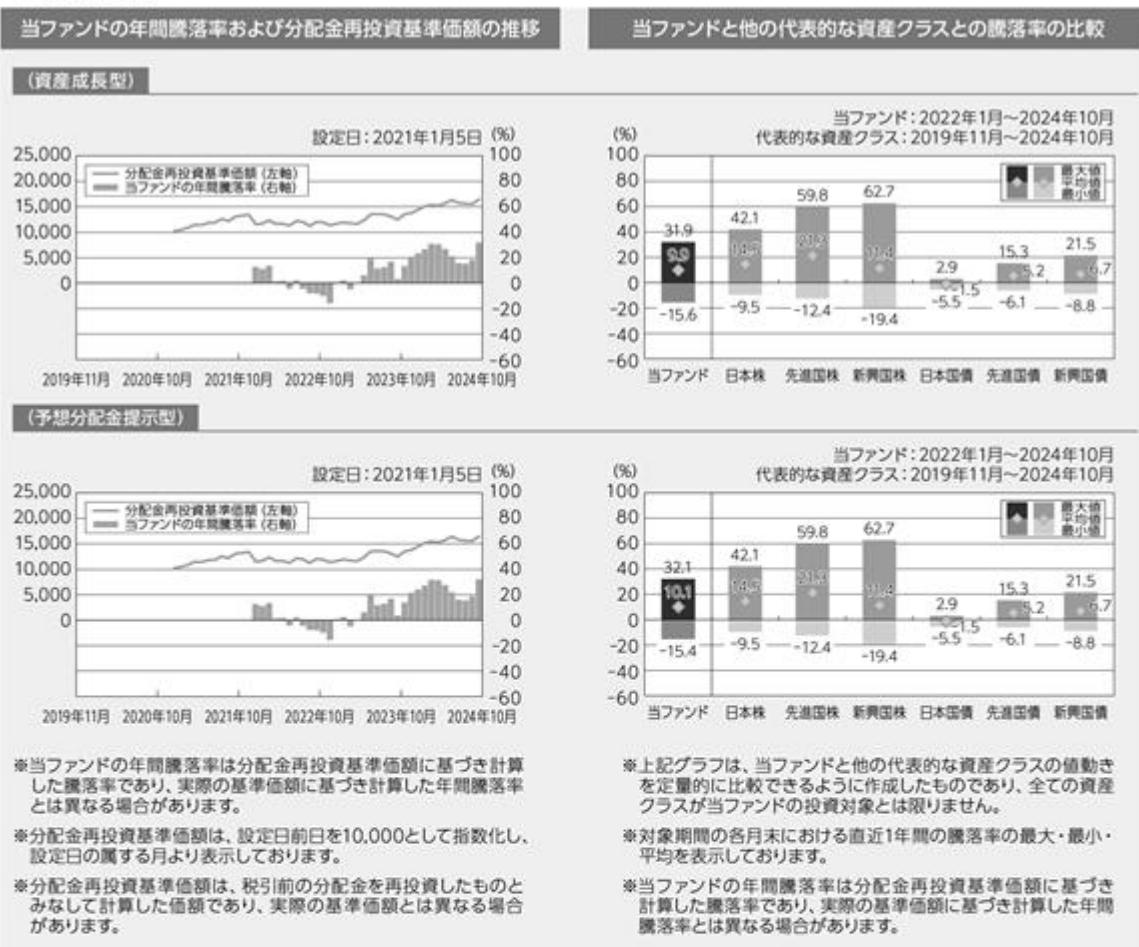
また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>



各資産クラスの指標

日本 株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)
 先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI 国債
 先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものであります。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであります。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであります。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開示された投資収益率指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。■FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価純額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーン斯坦株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率0.9064%（税抜0.824%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.05%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.024%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

（投資対象ファンドの信託報酬および実質的な負担）

当ファンドの信託報酬等の他に、当ファンドが投資対象とする投資対象ファンドに対して信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬等に、投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等を加えた実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.6164%（税抜1.534%）の率を乗じて得た額を上限とします。

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	純資産総額に対して年率0.9064%（税抜0.824%）
	投資対象ファンド	年率0.71%（上限）
	実質的な負担	純資産総額に対して年率1.6164%（税抜1.534%）（上限）

上記は当ファンドが純資産総額相当額の外国投資証券を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。

(4) 【その他の手数料等】

その他の費用

a . 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

b . ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

c . 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

a . 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用

b . 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

c . 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

d . 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

e . 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

f . この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

g . この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

h . 信託財産の監査に係る費用

．受益権の管理事務に係る費用

j . この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

k . 参考指数の使用料ならびに指値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用

上記 の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記 のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・上記 a . から f . までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用（監査費用）です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a . 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b . 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c . 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d . 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a . 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b . 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a . 個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

* 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。
外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ）損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(八) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b . 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

* 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5 【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（資産成長型）】

（1）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（資産成長型）

2024年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	32,811,985,348	97.80
親投資信託受益証券	日本	353,739,690	1.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		381,905,781	1.13
合計(純資産総額)		33,547,630,819	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年10月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資信託受益証券	A B SICAV I - サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ	1,903,468.23	17,051.01	32,456,070,312	17,238	32,811,985,348	97.80
2	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	296,016,477	1.1939	353,414,071	1.1950	353,739,690	1.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年10月31日現在

種類	国内／外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	97.80
親投資信託受益証券	国内	1.05
合計		98.86

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なものの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 株式ファンド（資産成長型）

2024年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2021年 4月26日)	57,247	57,247	11,353	11,353
第2期計算期間末 (2021年10月25日)	89,125	89,125	12,954	12,954
第3期計算期間末 (2022年 4月25日)	88,243	88,243	12,017	12,017
第4期計算期間末 (2022年10月25日)	73,465	73,465	11,785	11,785
第5期計算期間末 (2023年 4月25日)	61,084	61,084	11,904	11,904
第6期計算期間末 (2023年10月25日)	47,848	47,848	12,728	12,728
第7期計算期間末 (2024年 4月25日)	40,985	40,985	15,022	15,022
第8期計算期間末 (2024年10月25日)	33,615	33,615	16,276	16,276
2023年10月末日	46,655		12,470	
11月末日	48,087		13,527	
12月末日	45,692		13,760	
2024年 1月末日	44,935		14,383	
2月末日	44,922		15,097	
3月末日	43,723		15,384	
4月末日	41,311		15,194	
5月末日	40,210		15,664	
6月末日	40,187		16,363	
7月末日	36,090		15,702	
8月末日	34,311		15,607	
9月末日	33,282		15,542	
10月末日	33,547		16,448	

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2021年 1月 5日～2021年 4月26日	0
第2期計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	0
第3期計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	0
第4期計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	0
第5期計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	0
第6期計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	0
第7期計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	0
第8期計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	2021年 1月 5日～2021年 4月26日	13.5
第2期計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	14.1
第3期計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	7.2
第4期計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1.9
第5期計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	1.0
第6期計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	6.9
第7期計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	18.0
第8期計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	8.3

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）。

以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（資産成長型）

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年 1月 5日～2021年 4月26日	51,613,056,505	1,187,056,912	50,425,999,593
第2期計算期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	28,309,073,629	9,935,449,152	68,799,624,070
第3期計算期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	17,726,250,407	13,091,472,168	73,434,402,309
第4期計算期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	2,383,398,950	13,477,281,020	62,340,520,239
第5期計算期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	1,011,569,830	12,039,247,638	51,312,842,431
第6期計算期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	491,943,395	14,211,323,460	37,593,462,366
第7期計算期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	184,183,015	10,493,361,973	27,284,283,408
第8期計算期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	87,799,137	6,718,234,922	20,653,847,623

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（予想分配金提示型）】

(1) 【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（予想分配金提示型）

2024年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	13,581,629,978	97.15
親投資信託受益証券	日本	142,415,346	1.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		255,564,492	1.82
合計(純資産総額)		13,979,609,816	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年10月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資信託受益証券	A B SICAV I - サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ	787,888.965	17,051	13,434,294,742	17,238	13,581,629,978	97.15
2	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーン斯坦ン・日本債券インデックス・マザーファンド	119,176,022	1.1939	142,284,252	1.1950	142,415,346	1.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年10月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	97.15
親投資信託受益証券	国内	1.01
合計		98.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 株式ファンド（予想分配金提示型）

2024年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2021年 4月26日)	10,941	11,138	11,144	11,344
第2特定期間末 (2021年10月25日)	29,607	32,438	11,504	12,604
第3特定期間末 (2022年 4月25日)	37,931	40,178	10,130	10,730
第4特定期間末 (2022年10月25日)	33,399	34,084	9,748	9,948
第5特定期間末 (2023年 4月25日)	27,592	27,875	9,742	9,842
第6特定期間末 (2023年10月25日)	21,759	22,852	9,955	10,455
第7特定期間末 (2024年 4月25日)	17,830	19,306	10,871	11,771
第8特定期間末 (2024年10月25日)	13,995	15,299	10,733	11,733
2023年10月末日	21,114		9,751	
11月末日	21,402		10,501	
12月末日	20,359		10,588	
2024年 1月末日	19,995		10,879	
2月末日	19,782		11,231	
3月末日	19,252		11,247	
4月末日	17,987		10,999	
5月末日	17,665		11,153	
6月末日	17,491		11,464	
7月末日	15,816		10,794	
8月末日	15,135		10,592	
9月末日	14,224		10,441	
10月末日	13,979		10,846	

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、

分配落純資産額に加算して算出してあります。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2021年 1月 5日～2021年 4月26日	200
第2特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	1,100
第3特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	600
第4特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	200
第5特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	100
第6特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	500
第7特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	900
第8特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	1,000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	2021年 1月 5日～2021年 4月26日	13.4
第2特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	13.1
第3特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	6.7
第4特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1.8
第5特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	1.0
第6特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	7.3
第7特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	18.2
第8特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	7.9

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額)。

以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(予想分配金提示型)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2021年 1月 5日～2021年 4月26日	9,943,357,222	125,156,766	9,818,200,456
第2特定期間	2021年 4月27日～2021年10月25日	16,731,661,086	813,456,415	25,736,405,127
第3特定期間	2021年10月26日～2022年 4月25日	14,710,528,286	3,002,076,440	37,444,856,973
第4特定期間	2022年 4月26日～2022年10月25日	1,158,036,962	4,338,449,677	34,264,444,258
第5特定期間	2022年10月26日～2023年 4月25日	332,154,081	6,274,165,731	28,322,432,608
第6特定期間	2023年 4月26日～2023年10月25日	595,367,526	7,061,115,871	21,856,684,263
第7特定期間	2023年10月26日～2024年 4月25日	263,856,230	5,718,685,019	16,401,855,474
第8特定期間	2024年 4月26日～2024年10月25日	171,314,793	3,533,625,722	13,039,544,545

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

(参考)

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況

2024年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	98,028,577,198	79.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		25,043,321,074	20.34
合計(純資産総額)		123,071,898,272	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	取引所	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券先物取引	買建	大阪取引所	122,994,070,000	99.93

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2024年10月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第1244回 国庫短期証券	34,100,000,000	99.83	34,043,052,999	99.88	34,059,489,199		2025年7月22日	27.67
2	日本	国債証券	第1247回 国庫短期証券	32,000,000,000	99.96	31,990,240,000	99.99	31,999,455,999		2024年11月5日	26.00
3	日本	国債証券	第1238回 国庫短期証券	32,000,000,000	99.86	31,955,520,000	99.90	31,969,632,000		2025年6月20日	25.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年10月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
国債証券	国内	79.65
合計		79.65

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2024年10月31日現在

種類	取引所	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
有価証券先物取引 長期国債先物取引 2024年12月限	大阪取引所	買建	85,300,000,000	日本円	123,037,984,055	122,994,070,000	99.93

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考情報)運用実績



運用実績

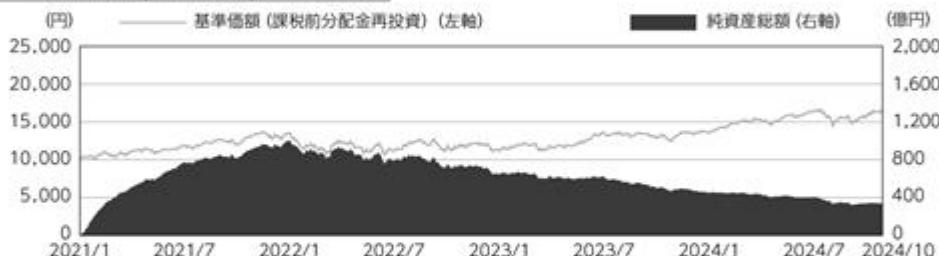
基準日:2024年10月31日

ファンドの運用実績

(資産成長型)

■基準価額・純資産の推移

基準価額	16,448円	純資産総額	335億円
------	---------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)扣除後のものです。

税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成績を示すものではありません。

■分配の推移

決算期		分配金
第4期	2022年 10月	0円
第5期	2023年 4月	0円
第6期	2023年 10月	0円
第7期	2024年 4月	0円
第8期	2024年 10月	0円
設定来累計		0円

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■組入比率

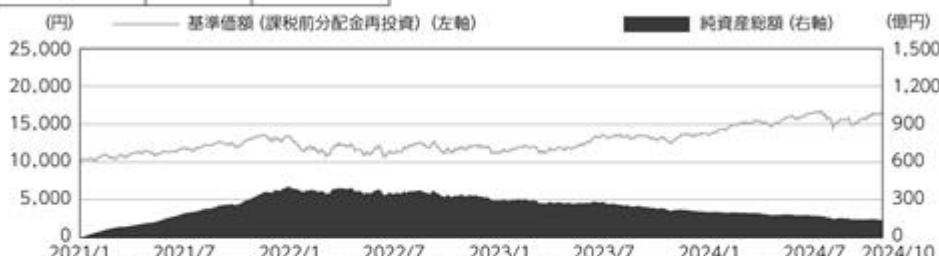
	組入比率 (%)
AB SICAV I—サステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラス \$1 シェアーズ	97.8
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	1.1
現金等	1.1
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

(予想分配金提示型)

■基準価額・純資産の推移

基準価額	10,846円	純資産総額	139億円
------	---------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)扣除後のものです。

税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成績を示すものではありません。

■分配の推移

決算期		分配金
第42期	2024年 6月	200円
第43期	2024年 7月	200円
第44期	2024年 8月	100円
第45期	2024年 9月	100円
第46期	2024年 10月	200円
直近1年累計		1,900円
設定来累計		4,600円

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■組入比率

	組入比率 (%)
AB SICAV I—サステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラス \$1 シェアーズ	97.2
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	1.0
現金等	1.8
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

ファンドの運用実績

■ 主要な資産の状況

主要投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

組入上位10銘柄						組入銘柄数:51銘柄
	銘柄名	セクター	国	組入比率	概要	SDGs目標
1	ネクステラ・エナジー	公益事業	アメリカ	3.24%	再生可能エネルギーによる発電・供給の世界的 大企業	
2	エヌビディア	情報技術	アメリカ	3.15%	アメリカの半導体設計の大手企業	
3	マイクロソフト	情報技術	アメリカ	3.04%	グローバルに事業を展開するソフトウェアおよび クラウドサービス会社	
4	ウェイスト・マネジメント	資本財・サービス	アメリカ	3.00%	廃棄物管理サービス分野におけるアメリカ 最大手企業	
5	フレックス	情報技術	アメリカ	2.93%	EMS(電子機器受託生産サービス)大手、電子機器、通信、 家電、エネルギー、自動車、デジタルヘルス製品を設計、開発 する電子機器メーカー	
6	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾	2.91%	台湾に本拠を置く専業ICファウンドリ(製造専業) のビジネスモデルの先駆者	
7	テトラ・テック	資本財・サービス	アメリカ	2.68%	自治体の水道事業や都市、企業に対して、水の検査や処理、 排水管理を中心としたコンサルティングやエンジニアリング・ サービスを提供	
8	ペラルト	資本財・サービス	アメリカ	2.49%	多様な産業向けの機器やソリューションを提供する米国大手 ダナーからスピンオフした、環境・応用ソリューション企業	
9	ロンドン証券取引所グループ	金融	イギリス	2.48%	イギリスに本部を置く資本市場インフラの リーディングカンパニー	
10	アフラック	金融	アメリカ	2.47%	世界初のガン保険など医療保険や生命保険を 販売する大手	

(SDGsアイコンは、貢献するSDGsを指します。)

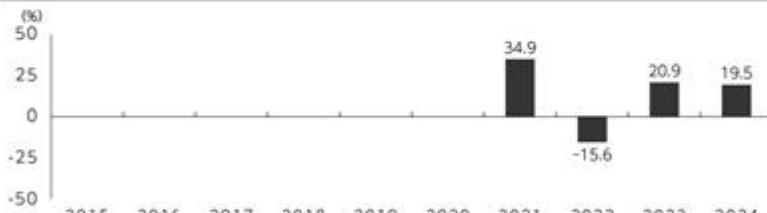
*組入比率は、ファンドの純資産総額を100%として計算しています。
**組入比率は、管理事務代行会社のデータをもとに、アライアンス・バーンスタン・エル・ピーが計算しています。セクターは、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard(GICS)の分類で区分しています。

※上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

出所:国際連合

■ 年間收益率の推移 (歴年ベース)

(資産成長型)



ファンドの收益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2021年は信託設定日(1月5日)から基準日までの收益率を表示しています。
2024年は基準日までの收益率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

(予想分配金提示型)



ファンドの收益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2021年は信託設定日(1月5日)から基準日までの收益率を表示しています。
2024年は基準日までの收益率を表示しています。
ファンドにはベンチマークはありません。

* 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

* 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2024年4月26日～2024年10月25日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経费率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs株式ファンド(資産成長型)	1.66%	0.92%	0.74%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs株式ファンド(予想分配金提示型)	1.67%	0.92%	0.75%

*総経费率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)

を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

*その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

*投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

*投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

*詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日

- ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則として、取得申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したもの を当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販 売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振 替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記 載または記録が行われます。

（2）取扱いコース

当ファンドには、「資産成長型」および「予想分配金提示型」があります。

また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契 約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合があ りますので、販売会社にご確認の上お申込みください。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

（4）申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜 3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会 社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

（6）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払ください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消すことがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーン斯坦株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

2 【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行の請求）により換金することができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受け付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、換金の申込みの受け付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受け付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金の申込みを受けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

(3) 信託財産留保額

ありません。

(4) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金手数料

ありません。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行つた当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記(2)に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「資産成長型」は「世S株資」、「予想分配金提示型」は「世S株予」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

主要投資対象ファンド	原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格（基準価額）で評価します。
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	原則として、計算日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2) 【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は2021年1月5日から2031年4月25日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他　信託契約の解約（繰上償還）」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

「資産成長型」

計算期間は、毎年4月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年4月25日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

「予想分配金提示型」

計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a . 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

- b . 委託会社は、上記a . の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c . 上記b . の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d . 上記b . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e . 上記b . からd .までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b . からd . までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

- f . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- g . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。

h . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a . 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、上記a . の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 上記b . の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 上記b . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e . 上記b . からd . までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f . 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a . 他の受益者の氏名または名称および住所
- b . 他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.alliancebernstein.co.jp>）に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a . 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

- a . 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

- b . 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（4）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

（5）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（資産成長型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期（2024年4月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（予想分配金提示型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年4月26日から2024年10月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(資産成長型)】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2024年4月25日現在)	第8期 (2024年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,895,656,904	709,680,026
投資信託受益証券	38,928,467,047	32,876,584,495
親投資信託受益証券	350,483,508	353,414,071
未収入金	124,600,000	48,080,000
未収利息	519	3,110
流動資産合計	41,299,207,978	33,987,761,702
資産合計	41,299,207,978	33,987,761,702
負債の部		
流動負債		
未払解約金	106,639,059	202,360,680
未払受託者報酬	5,988,202	4,920,700
未払委託者報酬	199,606,712	164,023,229
その他未払費用	1,474,307	1,025,090
流動負債合計	313,708,280	372,329,699
負債合計	313,708,280	372,329,699
純資産の部		
元本等		
元本	27,284,283,408	20,653,847,623
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	13,701,216,290	12,961,584,380
(分配準備積立金)	9,662,222,909	9,870,078,350
元本等合計	40,985,499,698	33,615,432,003
純資産合計	40,985,499,698	33,615,432,003
負債純資産合計	41,299,207,978	33,987,761,702

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
営業収益		
受取利息	16,701	361,993
有価証券売買等損益	<u>7,922,707,608</u>	3,304,858,011
営業収益合計	<u>7,922,724,309</u>	3,305,220,004
営業費用		
支払利息	737,313	-
受託者報酬	5,988,202	4,920,700
委託者報酬	199,606,712	164,023,229
その他費用	<u>1,474,308</u>	1,025,090
営業費用合計	<u>207,806,535</u>	169,969,019
営業利益又は営業損失()	<u>7,714,917,774</u>	3,135,250,985
経常利益又は経常損失()	<u>7,714,917,774</u>	3,135,250,985
当期純利益又は当期純損失()	<u>7,714,917,774</u>	3,135,250,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,475,599,197	551,162,775
期首剩余金又は期首次損金()	10,255,212,358	13,701,216,290
剩余金増加額又は欠損金減少額	72,046,988	50,700,671
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	72,046,988	50,700,671
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,865,361,633	3,374,420,791
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,865,361,633	3,374,420,791
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>13,701,216,290</u>	12,961,584,380

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2024年4月26日から2024年10月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第7期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第7期 (2024年 4月25日現在)	第8期 (2024年10月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 27,284,283,408口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 20,653,847,623口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5022円 (10,000口当たり純資産額 15,022円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6276円 (10,000口当たり純資産額 16,276円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第7期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、價格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第7期 (2024年 4月25日現在)	第8期 (2024年10月25日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第7期 (2024年 4月25日現在)	第8期 (2024年10月25日現在)
期首元本額 37,593,462,366円	期首元本額 27,284,283,408円
期中追加設定元本額 184,183,015円	期中追加設定元本額 87,799,137円
期中一部解約元本額 10,493,361,973円	期中一部解約元本額 6,718,234,922円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第7期 (2024年 4月25日現在)	第8期 (2024年10月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,318,766,041	2,703,935,666
親投資信託受益証券	1,716,895	2,930,563
合計	6,320,482,936	2,706,866,229

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年10月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年10月25日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	A B SICAV I - サステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ	1,928,132.338	32,876,584,495	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：97.8%	1,928,132.338	32,876,584,495 98.9%	
		投資信託受益証券計		32,876,584,495	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタン・日本債券インデックス・マザーファンド	296,016,477	353,414,071	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：1.1%	296,016,477	353,414,071 1.1%	
		親投資信託受益証券計		353,414,071	
合計				33,229,998,566	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（予想分配金提示型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2024年 4月25日現在)	当期 (2024年10月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	569,780,388	598,886,163
投資信託受益証券	17,334,820,117	13,591,512,225
親投資信託受益証券	141,104,410	142,284,252
未収入金	42,020,000	37,070,000
未収利息	156	2,625
流動資産合計	18,087,725,071	14,369,755,265
資産合計	18,087,725,071	14,369,755,265
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	164,018,554	260,790,890
未払解約金	78,733,415	102,896,082
未払受託者報酬	416,735	313,162
未払委託者報酬	13,891,068	10,438,699
その他未払費用	137,323	94,886
流動負債合計	257,197,095	374,533,719
負債合計	257,197,095	374,533,719
純資産の部		
元本等		
元本	16,401,855,474	13,039,544,545
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,428,672,502	955,677,001
（分配準備積立金）	936,485,090	246,631,329
元本等合計	17,830,527,976	13,995,221,546
純資産合計	17,830,527,976	13,995,221,546
負債純資産合計	18,087,725,071	14,369,755,265

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
営業収益		
受取利息	3,181	148,053
有価証券売買等損益	3,634,228,149	1,383,986,950
営業収益合計	<u>3,634,231,330</u>	<u>1,384,135,003</u>
営業費用		
支払利息	117,042	-
受託者報酬	2,669,874	2,151,708
委託者報酬	88,995,640	71,723,345
その他費用	879,789	651,969
営業費用合計	<u>92,662,345</u>	<u>74,527,022</u>
営業利益又は営業損失()	3,541,568,985	1,309,607,981
経常利益又は経常損失()	3,541,568,985	1,309,607,981
当期純利益又は当期純損失()	<u>3,541,568,985</u>	<u>1,309,607,981</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	54,697,139	22,135,541
期首剩余金又は期首次損金()	97,498,930	1,428,672,502
剩余金増加額又は欠損金減少額	31,427,689	18,690,537
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	6,418,194	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	25,009,495	18,690,537
剩余金減少額又は欠損金増加額	364,710,052	317,464,498
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	364,710,052	317,464,498
分配金	<u>1,627,418,051</u>	<u>1,461,693,980</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>1,428,672,502</u>	<u>955,677,001</u>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、2024年4月26日から2024年10月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2024年 4月25日現在)	当期 (2024年10月25日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 16,401,855,474口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 13,039,544,545口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0871円 (10,000口当たり純資産額 10,871円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0733円 (10,000口当たり純資産額 10,733円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)		当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円
2. 分配金の計算過程 2023年10月26日から2023年11月27日まで 計算期末における分配対象金額1,558,937,231円 (10,000口当たり763円)のうち、204,200,034円 (10,000口当たり100円)を分配金額としてあります。		2. 分配金の計算過程 2024年4月26日から2024年5月27日まで 計算期末における分配対象金額2,535,144,126円 (10,000口当たり1,600円)のうち、316,797,287円 (10,000口当たり200円)を分配金額としてあります。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A - 円	費用控除後の配当等収益額	A 2,754円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 332,782,753円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 712,887,690円
収益調整金額	C 1,226,154,478円	収益調整金額	C 918,714,391円
分配準備積立金額	D - 円	分配準備積立金額	D 903,539,291円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,558,937,231円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,535,144,126円
当ファンドの期末残存口数	F 20,420,003,467口	当ファンドの期末残存口数	F 15,839,864,372口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 763円	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 1,600円
10,000口当たりの分配額	H 100円	10,000口当たりの分配額	H 200円
収益分配金額	I=F × H/10,000 204,200,034円	収益分配金額	I=F × H/10,000 316,797,287円
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A - 円	費用控除後の配当等収益額	A 2,177円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 20,572,916円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 271,460,838円
収益調整金額	C 1,163,002,475円	収益調整金額	C 898,910,478円
分配準備積立金額	D 121,775,393円	分配準備積立金額	D 1,264,832,786円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,305,350,784円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,435,206,279円
当ファンドの期末残存口数	F 19,366,823,302口	当ファンドの期末残存口数	F 15,449,888,015口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 674円	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 1,576円
10,000口当たりの分配額	H 100円	10,000口当たりの分配額	H 200円
収益分配金額	I=F × H/10,000 193,668,233円	収益分配金額	I=F × H/10,000 308,997,760円
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A - 円	費用控除後の配当等収益額	A 1,557,518,326円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 294,565,574円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B (10,000口当たり1,057円)のうち、294,565,574円
収益調整金額	C 294,565,574円	収益調整金額	C (10,000口当たり200円)を分配金額としてあります。
分配準備積立金額	D - 円	分配準備積立金額	D 294,565,574円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,800,744,953円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,800,744,953円
当ファンドの期末残存口数	F 368,398,087口	当ファンドの期末残存口数	F 368,398,087口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 977円	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 977円
10,000口当たりの分配額	H 200円	10,000口当たりの分配額	H 200円
収益分配金額	I=F × H/10,000 368,398,087円	収益分配金額	I=F × H/10,000 368,398,087円

10,000口当たりの分配額	H 200円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 344,470,890円

2024年3月26日から2024年4月25日まで

計算期末における分配対象金額1,592,691,056円（10,000口当たり971円）のうち、164,018,554円（10,000口当たり100円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A -円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 492,187,412円
分配準備積立金額	D 1,100,503,644円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,592,691,056円
当ファンドの期末残存口数	F 16,401,855,474口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 971円
10,000口当たりの分配額	H 100円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 164,018,554円

10,000口当たりの分配額	H 100円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 136,607,234円

2024年9月26日から2024年10月25日まで

計算期末における分配対象金額1,216,467,891円（10,000口当たり932円）のうち、260,790,890円（10,000口当たり200円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 44,141円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 709,045,672円
分配準備積立金額	D 507,378,078円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,216,467,891円
当ファンドの期末残存口数	F 13,039,544,545口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000 932円
10,000口当たりの分配額	H 200円
収益分配金金額	I=F × H/10,000 260,790,890円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (2024年 4月25日現在)	当期 (2024年10月25日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p>
<p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。</p>	<p>(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2023年10月26日 至 2024年 4月25日)	当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 (2024年 4月25日現在)	当期 (2024年10月25日現在)
期首元本額 21,856,684,263円	期首元本額 16,401,855,474円
期中追加設定元本額 263,856,230円	期中追加設定元本額 171,314,793円
期中一部解約元本額 5,718,685,019円	期中一部解約元本額 3,533,625,722円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (2024年 4月25日現在)	当期 (2024年10月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	425,025,500	579,618,093
親投資信託受益証券	1,382,441	917,656
合計	426,407,941	578,700,437

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年10月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年10月25日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	A B SICAV I - サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ	797,109.391	13,591,512,225	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：97.1%	797,109.391	13,591,512,225 99.0%	
		投資信託受益証券計		13,591,512,225	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	119,176,022	142,284,252	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：1.0%	119,176,022	142,284,252 1.0%	
		親投資信託受益証券計		142,284,252	
	合計			13,733,796,477	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（資産成長型）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界ＳＤＧｓ株式ファンド（予想分配金提示型）」は、「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて各該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当親投資信託の受益証券です。

「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ 円建てクラスS1シェアーズ」は、「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ」のシェアクラスの1つです。

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

1. 「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ」の状況

「A B S I C A V サステイナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオ」はルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務書類を委託会社において抜粋・翻訳したものであります
が、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

(1) 資産・負債計算書(2024年5月31日現在)

**Sustainable Global
Thematic Portfolio
(USD)**

資産

投資有価証券 - 時価	\$2,738,254,040
定期預金	52,749,802
保管銀行およびプローカーにおける現金	988,661
ファンド株式販売未収金	2,994,468
未収配当金および未収利息	2,670,112
為替先渡契約未実現評価益	6,244,949
有価証券貸付未収収益	14,644
その他未収金	254,305
	<hr/>
	2,804,170,981

負債

投資有価証券購入未払金	1,388,590
ファンド株式買戻未払金	7,444,599
保管銀行およびプローカーに対する未払金	835,566
為替先渡契約未実現評価損	9,847,174
未払配当金	265,904
未払費用およびその他債務	5,708,940
	<hr/>
	25,490,773
	<hr/>
純資産	\$2,778,680,208

(2) 損益計算書および純資産変動計算書(2023年6月1日~2024年5月31日)

**Sustainable Global
Thematic Portfolio
(USD)**

投資収益

配当金(純額)	\$28,170,157
利息	3,031,024
有価証券貸付収益(純額)	175,442
	<hr/>
	31,376,623

費用

管理報酬	30,900,200
管理会社報酬	859,935
名義書換代行報酬	1,170,309
税金	958,062
専門家報酬	312,771
保管報酬	351,634
販売報酬	297,741
会計および管理事務代行報酬	212,500
印刷費	43,218
その他	287,853
	<hr/>
費用の払戻しまたは権利放棄	35,394,223
費用純額	0
純投資収益/(損失)	<hr/> (4,017,600)

実現利益および(損失)

投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨 資本源泉税	63,601,860
	(1,269,770)

未実現利益および(損失)の変動

投資有価証券	362,754,547
為替先渡契約	4,124,090
外貨	106,747
運用実績	<hr/> 425,299,874

ファンド株式の取引

増加/(減少)	(626,596,855)
配当金	(3,972,406)

純資産

期首	2,983,949,595
為替換算調整	0
期末	<hr/> \$2,778,680,208

(3) 投資明細表(2024年5月31日現在)

	Shares	Value (USD)	Net Assets %
TRANSFERABLE SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET			
COMMON STOCKS			
INFORMATION TECHNOLOGY			
COMMUNICATIONS EQUIPMENT			
Arista Networks, Inc.	153,597	\$ 45,718,042	1.7%
Calix, Inc.	882,070	31,489,913	1.1
		<u>77,207,955</u>	<u>2.8</u>
ELECTRONIC EQUIPMENT, INSTRUMENTS & COMPONENTS			
Flex Ltd.	2,467,248	81,739,918	3.0
Halma PLC	1,410,160	40,366,686	1.5
Keyence Corp.	75,004	33,809,060	1.2
Keysight Technologies, Inc.	369,307	51,141,673	1.8
		<u>207,057,337</u>	<u>7.5</u>
IT SERVICES			
Accenture PLC - Class A	188,386	\$ 53,179,391	1.9
SEMICONDUCTORS & SEMICONDUCTOR EQUIPMENT			
ASML Holding NV	67,510	64,591,415	2.3
Infinion Technologies AG	1,390,733	56,266,970	2.0
Monolithic Power Systems, Inc.	55,786	41,038,077	1.5
NVIDIA Corp.	80,878	88,668,813	3.2
NXP Semiconductors NV	234,827	63,896,535	2.3
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.	2,710,182	69,402,191	2.5
		<u>383,864,001</u>	<u>13.8</u>
SOFTWARE			
Adobe, Inc.	126,401	56,218,304	2.0
Bentley Systems, Inc. - Class B	625,101	31,405,049	1.1
Fair Isaac Corp.	46,029	59,374,007	2.1
Intuit, Inc.	97,111	55,978,906	2.0
Microsoft Corp.	218,561	90,731,391	3.3
Palo Alto Networks, Inc.	167,622	49,433,509	1.8
		<u>343,141,166</u>	<u>12.3</u>
		<u>1,064,449,850</u>	<u>38.3</u>
INDUSTRIALS			
AEROSPACE & DEFENSE			
Hexcel Corp.	728,154	50,147,984	1.8
COMMERCIAL SERVICES & SUPPLIES			
Tetra Tech, Inc.	320,325	67,104,976	2.4
Veralto Corp.	712,566	70,244,713	2.5
Waste Management, Inc.	406,044	85,565,583	3.1
		<u>222,915,272</u>	<u>8.0</u>
CONSTRUCTION & ENGINEERING			
WSP Global, Inc.	256,086	38,517,673	1.4
MACHINERY			
Deere & Co.	84,163	31,540,963	1.1
SMC Corp.	58,588	29,588,617	1.1
TOMRA Systems ASA(a)	1,977,937	26,047,669	0.9
		<u>87,177,249</u>	<u>3.1</u>
PROFESSIONAL SERVICES			
Experian PLC	1,336,166	61,915,457	2.2
RELX PLC	936,549	41,083,496	1.5
		<u>102,998,953</u>	<u>3.7</u>
		<u>501,757,131</u>	<u>18.0</u>
HEALTH CARE			
HEALTH CARE EQUIPMENT & SUPPLIES			
Alcon, Inc.	607,396	\$ 54,559,500	2.0
Becton Dickinson & Co.	225,733	52,363,171	1.9
GE HealthCare Technologies, Inc.	758,032	59,126,506	2.1
STERIS PLC	239,581	53,397,875	1.9
		<u>219,447,052</u>	<u>7.9</u>
HEALTH CARE PROVIDERS & SERVICES			
Apollo Hospitals Enterprise Ltd.	660,211	46,304,415	1.7
LIFE SCIENCES TOOLS & SERVICES			
Bruker Corp.	696,142	45,604,280	1.7
Danaher Corp.	223,424	57,375,382	2.1
ICON PLC	206,047	66,928,051	2.4
West Pharmaceutical Services, Inc.	101,421	33,611,924	1.2
		<u>203,519,637</u>	<u>7.4</u>
		<u>469,271,104</u>	<u>17.0</u>

		Rate	Date	Shares	Value (USD)	Net Assets %
FINANCIALS						
BANKS						
Bank Mandiri Persero Tbk PT.....		119,942,515	\$	43,499,019	1.6%	
NU Holdings Ltd./Cayman Islands - Class A.....		4,265,052		50,668,818	1.8	
					94,167,837	3.4
CAPITAL MARKETS						
Deutsche Boerse AG.....		166,109		33,101,769	1.2	
London Stock Exchange Group PLC.....		535,454		62,764,090	2.3	
Partners Group Holding AG(a).....		28,975		38,995,985	1.4	
					134,861,844	4.9
FINANCIAL SERVICES						
Visa, Inc. - Class A.....		319,790		87,129,899	3.1	
INSURANCE						
Aflac, Inc.....		688,540		61,879,054	2.2	
AIA Group Ltd. - Class H.....		5,291,589		41,100,839	1.5	
					102,979,893	3.7
					419,139,473	15.1
CONSUMER STAPLES						
HOUSEHOLD PRODUCTS						
Procter & Gamble Co. (The).....		325,963		53,633,960	1.9	
PERSONAL CARE PRODUCTS						
Unilever PLC.....		1,026,438		56,210,927	2.0	
					109,844,887	3.9
UTILITIES						
ELECTRIC UTILITIES						
NextEra Energy, Inc.....		1,079,607		86,390,151	3.1	
CONSUMER DISCRETIONARY						
AUTOMOBILE COMPONENTS						
Aptiv PLC.....		479,353		39,910,952	1.4	
HOUSEHOLD DURABLES						
TopBuild Corp.....		64,895		27,122,845	1.0	
					67,033,797	2.4
ENERGY						
OIL, GAS & CONSUMABLE FUELS						
Neste Oyj.....		970,152		20,367,647	0.7	
Total Investments	(cost \$2,316,261,228)				\$2,738,254,040	98.5%
Time Deposits						
ANZ, Hong Kong(b).....		2.53 %	-	1,191,451	0.1	
ANZ, London(b).....		3.01 %	-	12,814	0.0	
BBH, New York(b).....		3.01 %	-	1	0.0	
BNP Paribas, Paris(b).....		0.55 %	-	287,721	0.0	
BNP Paribas, Paris(b).....		2.40 %	-	5,284	0.0	
HSBC, London(b).....		4.16 %	-	350,112	0.0	
HSBC, Paris(b).....		2.87 %	-	283,504	0.0	
JPMorgan Chase, New York(b).....		4.68 %	-	494,619	0.0	
Nordea, Oslo(b).....		3.31 %	-	286,994	0.0	
Royal Bank of Canada, Toronto(b).....		4.68 %	-	48,426,797	1.8	
Scotiabank, Toronto(b).....		3.79 %	-	776,734	0.0	
SEB, Stockholm(b).....		2.52 %	-	351,438	0.0	
SMBC, London(b).....		(0.11)%	-	282,332	0.0	
Standard Chartered Bank, Johannesburg(b).....		6.22 %	-	1	0.0	
Total Time Deposits.....					52,749,802	1.9
Other assets less liabilities.....					(12,323,634)	(0.4)
Net Assets					\$2,778,680,208	100.0%

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Contracts to Deliver (000)	In Exchange		Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)
		For (000)			
Bank of America NA.....	BRL 236,463	USD	46,038	06/04/2024	\$ 1,004,765
Bank of America NA.....	USD 8,876	EUR	8,166	06/12/2024	(12,275)
Bank of America NA.....	USD 5,051	INR	421,223	06/14/2024	(3,276)
Bank of America NA.....	USD 70,639	CNH	509,848	07/23/2024	(186,014)
Barclays Bank PLC.....	GBP 166,638	USD	207,204	06/20/2024	(5,152,746)
BNP Paribas SA.....	USD 7,236	ZAR	138,558	06/14/2024	134,174
Brown Brothers Harriman & Co.....	EUR 6,497	USD	7,058	06/12/2024	5,991

Currency Abbreviations:

AUD – Australian Dollar
BRL – Brazilian Real
CAD – Canadian Dollar
CHF – Swiss Franc
CNH – Chinese Yuan Renminbi (Offshore)
CZK – Czech Koruna
EUR – Euro
GBP – Great British Pound
HKD – Hong Kong Dollar
HUF – Hungarian Forint
ILS – Israeli Shekel
INR – Indian Rupee
JPY – Japanese Yen
KRW – South Korean Won
MXN – Mexican Peso
NOK – Norwegian Krone
NZD – New Zealand Dollar
PLN – Polish Zloty
SEK – Swedish Krona
SGD – Singapore Dollar
THB – Thailand Baht
TWD – New Taiwan Dollar
USD – United States Dollar
ZAR – South African Rand

2. 「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2024年10月25日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	924,769
コール・ローン	22,862,421,924
国債証券	98,030,182,998
未収利息	100,218
差入委託証拠金	2,239,586,812
流動資産合計	123,133,216,721
資産合計	123,133,216,721
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	154,804,055
未払解約金	16,347,177
流動負債合計	171,151,232
負債合計	171,151,232
純資産の部	
元本等	
元本	102,991,320,927
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	19,970,744,562
元本等合計	122,962,065,489
純資産合計	122,962,065,489
負債純資産合計	123,133,216,721

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 先物取引 取引所が発表する計算日の清算値段等で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(自 2024年 4月26日 至 2024年10月25日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(2024年10月25日現在)		
1. 元本の移動		
期首		2024年 4月26日
期首元本額		108,491,820,445円
2024年4月26日より2024年10月25日までの期中追加設定元本額		1,694,797,421円
2024年4月26日より2024年10月25日までの期中一部解約元本額		7,195,296,939円
期末元本額		102,991,320,927円
期末元本額の内訳*		
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20/80)	53,410,056,733円	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20/80) - 2	19,331,012,186円	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20/80) - 3	29,835,026,041円	
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(資産成長型)	296,016,477円	
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(予想分配金提示型)	119,176,022円	
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)	8,367円	
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)	8,367円	
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)	8,367円	
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)	8,367円	
2. 2024年10月25日における1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額		1.1939円
(10,000口当たり純資産額)		(11,939円)

(注1)*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年10月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年10月25日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第1238回国庫短期証券	32,000,000,000	31,971,168,000	
		第1244回国庫短期証券	34,100,000,000	34,060,102,999	
		第1247回国庫短期証券	32,000,000,000	31,998,911,999	
		銘柄数: 3	98,100,000,000	98,030,182,998	
		組入時価比率: 79.7%		100.0%	
合計				98,030,182,998	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2024年10月25日現在)

(単位: 円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引 買建	123,037,984,055	-	122,883,180,000 154,804,055
	合計	123,037,984,055	-	122,883,180,000 154,804,055

(注1)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 株式ファンド（資産成長型）

2024年10月31日現在

資産総額	33,981,538,965円
負債総額	433,908,146円
純資産総額（ - ）	33,547,630,819円
発行済口数	20,396,315,226口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6448円

アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 株式ファンド（予想分配金提示型）

2024年10月31日現在

資産総額	14,148,567,660円
負債総額	168,957,844円
純資産総額（ - ）	13,979,609,816円
発行済口数	12,889,527,331口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0846円

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

2024年10月31日現在

資産総額	123,115,812,327円
負債総額	43,914,055円
純資産総額（ - ）	123,071,898,272円
発行済口数	102,991,320,927口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1950円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができます。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2024年10月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年10月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	72本	6,255,795百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	6本	75,685百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	78本	6,331,481百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度に係る中間会計期間(自2024年1月1日 至2024年6月30日)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別 注記 番号	第27期 (2022年12月31日現在)	第28期 (2023年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
流動資産		千円	千円
預金		4,656,186	5,177,049
有価証券		1,884,828	2,115,792
前払費用		70,193	141,385
未収入金		32,300	57,243
未収委託者報酬		2,911,346	3,330,454
未収運用受託報酬		718,696	656,841
流動資産合計		10,273,549	11,478,764
固定資産			
有形固定資産			
建物	*2	556,594	452,223
器具備品	*2	129,338	99,762
有形固定資産合計		685,932	551,985
無形固定資産			
ソフトウェア		206	-
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,410	2,204
投資その他の資産			
投資有価証券		21,184	-
長期差入保証金		169,629	147,562
長期前払費用		-	10,842
繰延税金資産		522,955	509,936
投資その他の資産合計		713,768	668,340
固定資産合計		1,402,110	1,222,529
資産合計		11,675,659	12,701,293
(負債の部)			
流動負債			
預り金		41,929	46,649
未払金			
未払手数料		1,354,503	1,554,093
未払委託計算費		21,696	25,161
その他未払金		2,928,028	2,742,832
未払費用		177,916	174,488
未払賞与		714,600	747,465
未払法人税等		97,761	270,368
前受収益		3,333	-
流動負債合計		5,339,766	5,561,056
固定負債			
退職給付引当金		439,844	493,753
関係会社長期借入金		1,781,258	1,903,230
固定負債合計		2,221,102	2,396,983
負債合計		7,560,868	7,958,039
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金		783,518	1,321,662
繰越利益剰余金			
利益剰余金合計		783,518	1,321,662
株主資本合計		3,913,518	4,451,662
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		201,273	291,592
評価・換算差額等合計		201,273	291,592
純資産合計		4,114,791	4,743,254
負債・純資産合計		11,675,659	12,701,293

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2～10年

器具備品 3～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのNAVに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座に応じて手数料を受領しております。

サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第27期 (2022年12月31日 現在)		第28期 (2023年12月31日 現在)	
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。		*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	
その他未払金	1,882,909千円	その他未払金	2,073,675千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	546,203千円	建物	650,573千円
器具備品	272,096千円	器具備品	312,754千円

(損益計算書関係)

第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)		第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。		*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	
その他営業収益	19,697,921千円	その他営業収益	21,068,164千円
関係会社付替費用	797,221千円	関係会社付替費用	896,671千円
支払利息	72,068千円	支払利息	77,392千円

(株主資本等変動計算書関係)

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2022年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,207,927千円

1株当たりの配当額 37,053円

基準日 2021年12月31日

効力発生日 2022年 6月30日

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	231,916千円
1株当たりの配当額	7,114円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年 6月30日

(リース取引関係)

第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)		第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	88,166千円	1年内	226,714千円
1年超	-千円	1年超	806,091千円
合計	88,166千円	合計	1,032,805千円

(金融商品関係)

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第27期（2022年12月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,781,258	1,727,464	-53,794
負債計	1,781,258	1,727,464	-53,794

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
 これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
 該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,727,464	-	1,727,464
負債計	-	1,727,464	-	1,727,464

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	1,781,258
合計	-	-	-	-	-	1,781,258

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されていますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,903,230	1,858,113	-45,117
負債計	1,903,230	1,858,113	-45,117

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,858,113	-	1,858,113
負債計	-	1,858,113	-	1,858,113

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,903,230	-
合計	-	-	-	-	1,903,230	-

(有価証券関係)

第27期（2022年12月31日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
小計		-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	21,184	22,970	-1,786
小計		21,184	22,970	-1,786
合計		21,184	22,970	-1,786

(注) 有価証券のうち1,884,828千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	16,420	2,861	-
合計	16,420	2,861	-

第28期（2023年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額しております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	95,012	2,129	-519
合計	95,012	2,129	-519

(退職給付関係)

第27期 (自 2022年1月 1日 至 2022年12月31日)	第28期 (自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日)
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けてあります。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けてあります。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金 403,844 千円 退職給付費用 65,473 千円 退職給付の支払額 29,473 千円 期末における退職給付引当金 439,844 千円	期首における退職給付引当金 439,844 千円 退職給付費用 74,594 千円 退職給付の支払額 20,685 千円 期末における退職給付引当金 493,753 千円
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産
非積立型制度の退職給付債務 439,844 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 439,844 千円 退職給付引当金 439,844 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 439,844 千円	非積立型制度の退職給付債務 493,753 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 493,753 千円 退職給付引当金 493,753 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 493,753 千円
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 65,473 千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 74,594 千円
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,960千円ありました。	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円ありました。

(税効果会計関係)

第27期 (2022年12月31日現在)		第28期 (2023年12月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払事業税否認	8,868	未払事業税否認	9,303
未払費用否認	53,767	未払費用否認	53,860
親会社持分報酬制度負担額	86,511	親会社持分報酬制度負担額	62,367
賞与引当金損金算入限度超過額	195,914	賞与引当金損金算入限度超過額	207,756
貯蔵品	1,193	貯蔵品	851
減価償却超過額	130,656	減価償却超過額	156,670
退職給付引当金損金算入限度超過額	133,856	退職給付引当金損金算入限度超過額	149,221
原状回復費用否認	35,782	原状回復費用否認	42,979
長期繰延資産(移転支援金)	1,021	長期繰延資産(移転支援金)	-
その他	88,831	その他	130,092
繰延税金資産小計	558,737	繰延税金資産小計	552,915
将来減算一時差異における評価性引当額	35,782	将来減算一時差異における評価性引当額	42,979
繰延税金資産計	522,955	繰延税金資産計	509,936
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	30.6 %	法定実効税率 (調整)	30.6 %
交際費・役員賞与等永久に損金に算入 されない項目	2.4	交際費・役員賞与等永久に損金に算入 されない項目	2.4
評価性引当額取崩し	0.7	評価性引当額	0.6
その他	2.3	その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %

(資産除去債務関係)

第27期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第27期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	48,656,523
運用受託報酬	1,458,018
販売代行報酬	277,755
その他営業収益	19,697,921
合計	30,694,375

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	51,583,715
運用受託報酬	1,350,715
販売代行報酬	270,031
その他営業収益	21,068,164
合計	32,136,297

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第27期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,694,098 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益 諸経費の 支払	19,697,921 797,221	未払金	1,882,909

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高とともに消費税等が含まれてありません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千米ドル)	科目	期末残高(千米ドル)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							支払利息	546	その他未払金	153

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高とともに消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,636,007 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他 営業収益	21,068,165	未払金	2,073,675
							諸経費の支払	896,671		

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高とともに消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千米ドル)	科目	期末残高(千米ドル)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							支払利息	546	その他未払金	153

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高とともに消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	48,656,523	1,458,018	277,755	19,697,921	30,694,375

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
50,125,538	19,703,419	272,256	30,694,375

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 19,703,419千円となります。

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	51,583,715	1,350,715	270,031	21,068,164	32,136,297

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
52,972,507	21,101,412	265,202	32,136,297

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 21,101,412千円となります。

(1株当たり情報)

項目	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	126,220 円 60 銭	145,498 円 59 銭
1株当たり当期純利益	24,034 円 06 銭	23,621 円 48 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
当期純利益(千円)	783,510	770,060
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	783,510	770,060
期中平均株式数(株)	32,600	32,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第29期中間会計期間

2024年6月30日現在

(単位 : 千円)

資産の部

流動資産

預金		6,012,462
有価証券		2,477,785
未収入金		118,140
未収委託者報酬		3,614,452
未収運用受託報酬		335,110
その他		89,393
流動資産合計		12,647,342

固定資産

有形固定資産		
建物	2	400,039
器具備品	2	86,547
無形固定資産		2,204
投資その他の資産		
長期差入保証金		138,370
繰延税金資産		305,550
その他		8,449
固定資産合計		941,159

資産合計

負債の部

流動負債

預り金		41,751
未払金		
未払手数料		1,717,054
その他未払金	1	3,822,818
未払費用		178,763
未払法人税等		120,128
賞与引当金		400,724
流動負債合計		6,281,238

固定負債

退職給付引当金		479,812
関係会社長期借入金		2,171,610
固定負債合計		2,651,422

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金		1,630,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,025,136
利益剰余金合計		1,025,136
株主資本合計		4,155,136
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		500,705
評価・換算差額等合計		500,705
純資産合計		4,655,841

負債・純資産合計**13,588,501**

(2) 中間損益計算書

第29期中間会計期間

自 2024年1月 1日

至 2024年6月30日

(単位：千円)

営業収益

委託者報酬	33,534,360
運用受託報酬	559,621
その他営業収益	1 13,872,305
営業収益合計	20,221,676

営業費用

支払手数料	16,530,709
その他	580,146
営業費用合計	17,110,855

一般管理費

2 2,372,068

738,753

営業利益	3 58,975
営業外収益	4 206,538

経常利益

591,190

特別利益

96

有価証券売却益**591,286****税引前中間純利益**

84,303

法人税、住民税及び事業税

112,096

法人税等調整額

394,887**中間純利益**

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

中間決算日の基準価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2～10年

器具備品 3～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（2）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（1）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのNAVに固定料率を乗じて毎営業日算され、日次で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。
サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(中間貸借対照表関係)

- 1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。
- 2 第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	702,758千円
器具備品	328,037千円

(中間損益計算書関係)

- 1 その他営業収益のうち、14,030,176千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
- 2 第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、79,558千円であります。
- 3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 58,747千円となります。
- 4 営業外費用につきましては、為替差損 164,915千円及び支払利息 41,623千円となります。

(リース取引関係)

第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1年内	226,714千円
1年超	711,626千円
合計	<u>938,340千円</u>

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,171,610	2,090,032	-81,578
負債計	2,171,610	2,090,032	-81,578

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当ありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	2,090,032	-	2,090,032
負債計	-	2,090,032	-	2,090,032

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	2,171,610	-
合計	-	-	-	-	2,171,610	-

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

有価証券のうち2,477,785千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

(資産除去債務関係)

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	33,534,360
運用受託報酬	559,621
販売代行報酬	157,871
その他営業収益	14,030,176
合計	20,221,676

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	33,534,360千円
運用受託報酬	559,621千円
販売代行報酬	157,871千円
その他営業収益	14,030,176千円
合計	20,221,676千円

(2) 地域ごとの情報

営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	34,093,981千円
米国	14,047,459千円
その他	175,154千円
合計	20,221,676千円

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 14,047,459千円となります。

(1 株当たり情報)

第29期中間会計期間（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

1 株当たり純資産額	142,817円22銭
1 株当たり中間純利益	12,113円12銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載していません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	394,887千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	394,887千円
期中平均株式数	32,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社 ^{*1}	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	
株式会社佐賀銀行 ^{*2}	16,062 百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743 百万円	

*1 岩井コスモ証券株式会社は「資産成長型」のみのお取り扱いです。

*2 株式会社佐賀銀行は募集・販売の取扱いを停止しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

- 2024年7月5日 臨時報告書
- 2024年7月24日 有価証券報告書
- 2024年7月24日 有価証券届出書
- 2024年10月7日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（資産成長型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（資産成長型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月25日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（予想分配金提示型）の2024年4月26日から2024年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（予想分配金提示型）の2024年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月13日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。